

# 松江市生活応援おまっちょお買物券利用規約

## 第1条 総則

1. 本規約は、松江市が発行する松江市生活応援おまっちょお買物券（以下「本お買物券」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者が本お買物券を利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。
2. 松江市生活応援おまっちょお買物券とは、松江市が食料品等の物価高騰による市民生活の負担増加に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用してその軽減を図ることを目的に全市民に配布する事業（以下「本事業」といいます。）をいいます。
3. 利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意の上、本お買物券を利用するものとします。
4. 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合は、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人の必要な同意を得たうえで本お買物券を利用するものとします。
5. 利用者は、本お買物券のポイントを個人利用の目的でのみ利用するものとします。

## 第2条 定義

本規約で用いる用語の定義は、別途定めのない限り次のとおりとします。

- (1) 「さんいんウォレットシステム」（以下「本システム」といいます。）とは、株式会社山陰合同銀行（以下「ごうぎん」といいます。）が提供するデジタル地域通貨システムをいいます。
- (2) 「お買物券」または「本お買物券」とは、利用者が本システム上でポイントを利用するために用いる、二次元コード付きの紙媒体の「松江市生活応援おまっちょお買物券」をいいます。
- (3) 「ポイント」とは、松江市が、本お買物券の利用者に対して提供するデジタル通貨で、松江市が指定する店舗のみで利用できるものをいいます。なお、1 ポイントは 1 円に相当します。
- (4) 「アプリ」または「本アプリ」とは、本システムを利用するためのインターフェースとしてごうぎんが提供するスマートフォン用のアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (5) 「利用者」とは、本規約を承認のうえ、本お買物券を利用し、または本システムを通じて本お買物券に係るサービスを利用する者をいいます。なお、本アプリを通じて本お買物券を利用する場合には、当該利用者は、本規約に加え、さんいんウォレット利用規約に同意するものとします。
- (6) 「アカウント」とは、本システムにおいてごうぎん所定の手続きを経て利用者に付与される、本システムを利用するために必要なアカウント（権限、個人認証情報）をいいます。
- (7) 「利用者端末」とは、本アプリをダウンロードの上、ごうぎん所定の方法により利用登録された利用者自身のスマートフォンをいいます。  
本アプリを利用できる利用者端末の環境は、ごうぎんが別途公表するものとします。
- (8) 「加盟店」とは、ごうぎんとさんいんウォレット加盟店契約を締結し、本システムの利用により、利用者に対象商品等の販売または提供を行う店舗をいい、ごうぎん所定の加盟店マーク

を表示する店舗をいいます。

- (9)「対象商品等」とは、加盟店によって販売される商品または提供される役務のうち、本システムにより代金決済ができる商品およびサービスをいいます。

ただし、松江市が別途指定する商品またはサービスは除くものとします。

### 第3条 本お買物券の送付および受領

1. 本お買物券は、2026年5月1日を基準日として松江市の住民基本台帳に登録されている者を配布対象者とし、当該基準日における世帯の世帯主宛てに、当該世帯の世帯員分を一括して送付するものとします。
2. 本お買物券の送付先住所は、前項の基準日において住民基本台帳に記録された住所によるものとします。  
ただし、2026年5月14日までに受理された住民基本台帳上の届出については、当該届出の内容を反映した住所を送付先住所とすることができるものとします。
3. 前項ただし書に定める場合を除き、2026年5月15日以降にされた住所変更その他の届出については、本お買物券の送付先住所には反映しないものとします。これにより本お買物券が配達されない場合、到達が遅延した場合または受領できなかった場合であっても、松江市は責任を負わないものとします。
4. 本お買物券が、配達記録その他送達状況を確認できる方法により送付され、当該世帯の世帯主または世帯員のいずれかに受領されたときは、当該世帯に配達されたものとみなします。
5. 松江市が前各項に従って本お買物券を送付したにもかかわらず、利用者の不在、受取拒否、不在票の確認懈怠、保管期限経過その他利用者の責めに帰すべき事由により受領されなかった場合、松江市およびごうぎんは、再送、再発行または補償を行う義務を負わないものとします。

### 第4条 本お買物券および本ポイントの譲渡

利用者は、本お買物券および本ポイントを第三者に譲渡し、貸与し、または承継させることはできません。

ただし、利用者が未成年者である場合、または高齢、障がい、傷病その他の事由により自ら本ポイントを利用することが困難である場合には、当該利用者の親権者、家族その他利用者を補助する者が、利用者本人のために、当該利用者の本お買物券を使用することができるものとします。

この場合における当該お買物券の使用は、利用者本人による使用とみなし、当該使用により生じた結果については、利用者または利用者の親権者が責任を負うものとします。

その際、当該お買物券の使用により利用者またはその他の第三者に損害等が生じた場合であっても、松江市およびごうぎんに故意または重過失がある場合を除き、松江市およびごうぎんは責任を負わないものとします。

### 第5条 決済

1. 利用者は、本ポイントを、加盟店との間の対象商品等の代金の決済に利用することができま

す。

2. 利用者は、対象商品等の代金の決済をするときに本ポイントでの決済を希望する場合、本アプリ上または紙媒体のお買物券の提示により本ポイントによる決済を指定するものとします。
3. 前項に基づき本ポイントによる決済が指定された場合において、対象商品等の代金に相当する額が本ポイントの残高を超過するときは、利用者は、その不足する金額を現金その他の方法で加盟店に支払うものとします。

## 第6条 残高確認方法

1. 本アプリの利用者は、残高確認画面において、本ポイントの残高を確認することができます。
2. 紙媒体のお買物券の利用者は、加盟店の読取り端末でお買物券の二次元コードを読み取ることで、本ポイントの残高を確認することができます。
3. システムの不備、加盟店からのごうぎんに対する返金処理に係る連絡の遅れ、その他の理由により、実際のポイントの残高と残高確認画面に表示されるポイントの残高が異なることがあります。その場合であっても、松江市およびごうぎんは、自己に故意または重過失がある場合を除き、表示残高との一時的な不一致により利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。

## 第7条 ポイントの有効期限

1. 本ポイントの有効期限は、指定した期限の翌日の午前0時をもって失効するものとします。有効期限を過ぎた未使用の本ポイントは消滅するものとし、その後の利用はできないものとします。
2. 松江市は、失効したポイントに相当する金額の補償を行わないものとします。
3. 松江市は、前二項に定める取扱いにより利用者に生じた損害について、松江市およびごうぎんに故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

## 第8条 転出時の取扱い

利用者が松江市から転出した場合であって、本アプリを利用または紙媒体のお買物券を保有しているときは、引き続き本ポイントを利用することができます。

## 第9条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、第4条「本お買物券および本ポイントの譲渡」に定める場合を除き、松江市およびごうぎんの書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。ただし、本お買物券の配布を受けた利用者本人が死亡した場合において、当該利用者が紙媒体のお買物券を保有しているときは、法定相続人は、当該お買物券に係る本ポイントの有効期間内に限り、法定相続人間で合意を得た上でこれを利用することができるものとします。

一方、当該利用者が本アプリを通じて本お買物券を利用しているときは、法定相続人その他第三者は、当該利用者に係るアカウント、本ポイントその他本規約に基づく一切の権利を承

継し、または利用することはできないものとします。

この場合、松江市およびごうぎんは、当該本ポイントについて、紙媒体のお買物券その他の方法による再発行、払戻しまたは換金を行わないものとします。

後日、法定相続人間で紛議が発生した場合、または本条に基づく取扱いに関連して法定相続人その他の第三者に損害等が生じた場合であっても、松江市およびごうぎんは一切責任を負いません。

#### 第10条 加盟店または他の利用者等との紛争

1. 松江市およびごうぎんは、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。
2. 利用者が、本ポイントを利用して購入または提供を受けた商品等の取引について、債務不履行、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合、松江市およびごうぎんは利用されたポイントの返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。
3. 前項の場合においても、利用者は、松江市、ごうぎんおよび当該加盟店に対し、ポイントの利用の取り消しを求めることはできないものとします。
4. 利用者は、本ポイントに関して他の利用者または第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて利用者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して松江市またはごうぎんが対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限られません）の支出を余儀なくされた場合、利用者は当該対応費用等を負担した松江市またはごうぎんに対し、その全額を支払うものとします。

#### 第11条 インターネット接続環境

1. アプリでの本ポイントの利用には、インターネットに接続する必要があり、利用者の費用と責任において、本ポイントを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。
2. ごうぎんは、前項の機器等の準備、設置、操作に関し保証するものではありません。ただし、利用者から操作方法等に関する照会があった場合には、一般的な案内を行うことがあります。なお、利用環境、機器、OSその他の条件により、アプリを利用できない場合があり、ごうぎんは、すべての機器等への適合性または動作を保証するものではありません。
3. 利用者は、アプリで本ポイントを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、本ポイントを利用するものとします。
4. 利用者がインターネット回線を通じて行う本システムへの入力、アカウントの解約その他の手続は、本システムに当該手続の内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。

#### 第12条 免責

1. ごうぎんは、本システムについて、事実上または法律上の不備・不具合（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを法令上求められる範囲を除き、明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 利用者が本お買物券を利用することができないことで、当該利用者に生じた損害等について、松江市およびごうぎんはその責任を負わないものとします（当該不利益または損害が松江市およびごうぎんの故意または重過失による場合を除きます）。
3. 松江市およびごうぎんは、災害・事変等、松江市およびごうぎんの責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本お買物券の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 松江市およびごうぎんは、本お買物券の提供の停止、終了または変更、本お買物券の利用によるデータの消失または機器の故障、利用者が本お買物券の利用のために使用するスマートフォン等の端末または紙媒体のお買物券の盗難・紛失、アカウント情報や二次元コードの詐取・漏洩等、その他本ポイントに関連して利用者または第三者が被った損害につき、松江市およびごうぎんに故意または重過失がない限り、賠償する責任を負わないものとします。
5. ごうぎんは、ごうぎんが送信を受けたアプリログインパスワードまたは暗証番号について正当なものであると確認して取扱った場合、当該取引に係る一連の通信はすべて正当な権限を有する利用者により行われたものとみなします。  
また、盗難や紛失等による利用停止の手続が行われていないお買物券を提示され、加盟店が取扱った場合、当該取引に係る一連の取扱いはすべて正当な権限を有する利用者により行われたものとみなします。  
これらの場合において、松江市およびごうぎんに故意または重過失がない限り、松江市およびごうぎんは、不正利用その他事故等により生じた損害について責任を負わないものとします。
6. 松江市およびごうぎんが本規約等に基づき利用者に対して責任を負う場合においても、松江市およびごうぎんの責任は、松江市およびごうぎんの過失による債務不履行または不法行為により利用者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。また、逸失利益については、松江市およびごうぎんはいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

### 第13条 損害賠償

1. 利用者は、自身の責任において本お買物券を利用するものとし、本お買物券の利用において行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者が本規約に違反した場合、故意・過失を問わず、当該違反により損害を受けた他の利用者および第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。また、利用者がかかる違反行為を行ったことにより、松江市およびごうぎんが損害を被った場合には、当該利用者は損害を賠償するものとします。

### 第14条 利用の停止・利用資格解除

1. 松江市は、利用者が次に掲げる事項に該当した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、本お買物券の全部または一部の利用を停止し、または利用資格を解除することができるものとします。この場合、松江市は、法令上必要な場合を除き、利用者に対してその理由を開示する義務を負わないものとし、松江市に故意または重過失がない限り、これにより利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。
  - (1) 利用者について、差押え、仮差押え、仮処分または滞納処分その他法令もしくは裁判所等公的機関の手續に基づき、本お買物券または本ポイントの利用停止その他の措置を講ずる必要がある場合
  - (2) 利用者が本規約に違反した場合
  - (3) 前各号の他、利用者との取引継続を困難とする相当の事由が生じた場合
2. 前項に基づく利用資格の解除の場合は、解除と同時に、利用者は本ポイントを利用することができなくなるものとします。この場合、松江市は、当該利用者の本お買物券に関するデータを削除することができるものとします。
3. 利用資格の解除時点で、利用者が保有する本お買物券その他本お買物券に関する一切の権利は自動的に失われるものとします。この場合、松江市は、補償または返還等を行う義務を負わないものとします。
4. 松江市は、第1項に基づく利用資格の解除後も、法令または個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に基づき、利用者情報を保有または利用することができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。
5. 利用者は、第1項に基づく利用資格の解除後においても、解除時点で松江市またはその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務および債務（損害賠償支払義務を含みますが、これに限られません）を免れないものとします。
6. 松江市は、第1項に基づく利用資格の解除により利用者およびその他の第三者に生じた損害につき、松江市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

#### 第15条 利用者の申し出による本アプリの解約

1. 利用者は、ごうぎん所定の手続を経て、本アプリの利用契約を解約することができます。
2. 利用者が本アプリの利用契約を解約した場合、本アプリに記録された本お買物券にかかる本ポイントを利用することはできなくなります。
3. 紙媒体のお買物券から本アプリへの切替え後は、本アプリに記録された本ポイントを紙媒体のお買物券へ戻し、または紙媒体のお買物券で利用できる状態に再設定することはできません。利用者が誤って切替えを行った場合であっても、同様とします。
4. 利用者が本アプリの利用契約を解約した場合、利用者が本アプリの解約時に本お買物券の残高を有していた場合であっても、当該お買物券に関する権利は失われるものとし、松江市は補償または紙媒体のお買物券その他の方法による再発行、払戻しまたは換金を行う義務を負わないものとします。
5. この場合、松江市は、当該利用者の本お買物券の残高その他本ポイントの利用に関するデータを削除することができるものとします。
6. 利用者は、第1項に基づく解約後においても、解約時点で松江市またはその他の第三者に対

して本規約に基づき負担する一切の義務および債務（損害賠償支払義務を含みますが、これに限られません。）を免れないものとします。

7. 松江市は、第1項に基づく解約により利用者およびその他の第三者に生じた損害につき、松江市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。
8. 松江市は、第1項に基づく解約後も、法令または個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に基づき、利用者情報を保有または利用することができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。

#### 第16条 ポイントの一時停止

松江市は、次に掲げる事由があると判断した場合、利用者に対し事前に通知することなく、本お買物券のポイント利用の全部または一部を一定期間停止することができるものとします。この場合、松江市に故意または重過失がない限り、これにより利用者が生じた損害について責任を負わないものとします。

- (1) 本お買物券の運営上、システムの保守・点検等により、本システムを停止することが必要または適切と認める場合
- (2) 通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害または災害・事変等やむを得ない事由により、本システムを利用することができない場合
- (3) システムに負荷が集中した場合
- (4) 本お買物券の運営に支障が生じると松江市が判断した場合
- (5) 利用者のセキュリティを確保する必要があると判断した場合
- (6) その他、前各号に準ずる事由があり、本お買物券の安全かつ適正な運営のために必要であると松江市が合理的に判断した場合

#### 第17条 本お買物券のポイント取扱い終了・変更

松江市は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に松江市所定の方法で通知または告知をすることにより、本ポイントの全部または一部を終了・変更することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化
- (2) 法令の改廃
- (3) その他松江市のやむを得ない都合による場合

#### 第18条 端末または紙媒体のお買物券の盗難・紛失等

1. 利用者が本お買物券を利用するために使用するスマートフォン等の端末、または紙媒体のお買物券の盗難、紛失、滅失、汚損もしくは破損があった場合、利用者の本お買物券のポイント情報や二次元コードが詐取・漏洩にあった場合、またはその他本システムや本お買物券の不正利用の可能性が生じた場合、利用者は直ちにごうぎん所定の利用停止その他必要な手続を行うものとします。
2. 紙媒体のお買物券の交換は、原則として行わないものとします。
3. 前項にかかわらず、松江市が、汚損、破損その他の事由が利用者の故意または過失によるも

のではないと認め、かつ次項の要件を満たす場合に限り、松江市所定の手続により、例外的に交換を行うことができるものとします。

4. 紙媒体のお買物券の交換は、利用者が当該お買物券の現物を松江市に提出することができ、かつ、松江市が当該お買物券に利用実績がなく、当初付与ポイントの残高が維持されていることを確認できる場合に限り、行うことができるものとします。
5. 利用者が紙媒体のお買物券から本アプリへポイント残高の移行を行っていない場合で、引き続き紙媒体のお買物券による利用を希望し、かつ前二項の要件を満たすときは、松江市所定の手続により、交換を申請することができるものとします。
6. 前各項に基づき交換が行われた場合、従前の紙媒体のお買物券は当然に失効し、以後これを使用することはできないものとします。
7. 松江市は、利用停止の手続が行われる以前に利用された取引が、不正利用その他事故等であったとしても松江市に故意または重過失がない限り、責任を負いません。

#### 第19条 紙媒体のお買物券の廃棄

1. 利用者は、紙媒体のお買物券について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該お買物券を利用者自身の責任において、速やかに廃棄するものとします。
  - (1) 本ポイントをすべて使用し、残高が0となった場合
  - (2) 紙媒体のお買物券から本アプリへ残高の移行を行い、紙媒体のお買物券で利用できない状態となった場合
  - (3) 交換により従前の紙媒体のお買物券が失効した場合
  - (4) 有効期限の経過その他の事由により紙媒体のお買物券が失効した場合
2. 利用者は、前項に基づき紙媒体のお買物券を廃棄するにあたっては、第三者による不正使用を防止するため、二次元コードその他識別情報を判読できない状態にしたうえで廃棄するものとします。

#### 第20条 遵守事項・禁止事項

1. 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
  - (1) 利用者端末または紙媒体のお買物券を適切に管理および保管すること
  - (2) 利用者端末に設定されたパスコードその他利用者が端末の使用権限を有する者本人であることを確認する手段（以下「本人認証手段」といいます。）について、厳正に管理すること
  - (3) 本システムの利用に必要となるアプリログインパスワードおよび暗証番号等を厳正に管理し、他人に漏らさないこと
  - (4) 利用者端末がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策を実施しておくこと
  - (5) 紙媒体のお買物券は、第4条「本お買物券および本ポイントの譲渡」または第9条「権利義務の譲渡禁止」に定める場合を除き、安易に第三者に渡さないこと
  - (6) 加盟店で本お買物券を利用する際は、本お買物券を店員に渡さず、必ず利用者自身の面前で処理してもらうこと

2. 利用者は、次に掲げる行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (1) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、その他、犯罪を構成もしくは誘発する行為
  - (2) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - (3) 公序良俗に違反しまたは違反するおそれのある行為
  - (4) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
  - (5) 宗教活動または宗教団体への勧誘に本お買物券を利用する行為
  - (6) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
  - (7) 不正な方法により本お買物券や二次元コード等を取得し、または不正な方法で取得された本お買物券や二次元コード等であることを知って利用する行為
  - (8) アカウントまたは本お買物券や二次元コード等を偽造もしくは変造し、または偽造もしくは変造された本お買物券や二次元コード等であることを知って利用する行為
  - (9) 松江市およびごうぎんまたは第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
  - (10) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（松江市の認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、松江市およびごうぎんまたは第三者に対する嫌がらせや差別、誹謗中傷を目的とする行為、その他本事業の利用目的と異なる目的で本お買物券を利用する行為
  - (11) 松江市のシステム（松江市のサーバーやネットワークシステムを含みます。）に支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用して本お買物券およびポイントを不正に操作する行為、松江市のシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他松江市による本お買物券事業の運営または他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
  - (12) リバースエンジニアリングその他の解析行為、その他本お買物券の趣旨に照らして本来の目的とは異なる目的で利用する行為
  - (13) 自身のアカウント、利用者端末または紙媒体のお買物券を他人に使用させる行為、および他人のアカウント、利用者端末または紙媒体のお買物券を使用する行為（ただし、第4条「本お買物券および本ポイントの譲渡」または第9条「権利義務の譲渡禁止」に基づく場合を除きます。）
  - (14) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他犯罪関与等に抵触する行為
  - (15) 選挙運動または政治活動に本お買物券を利用する行為
  - (16) アプリサービスを提供する目的から逸脱した行為
  - (17) 松江市、ごうぎんまたは第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為
  - (18) 松江市、ごうぎん、加盟店または第三者に対し、暴力的な要求行為をし、脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用い、または法的な責任を超えた不当な要求行為をする行為
  - (19) 風説を流布し、偽計または威力を用いて、松江市、ごうぎん、加盟店または第三者の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

(20) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為

(21) その他、松江市が不相当と判断する行為

3. 松江市は、利用者が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または、利用者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用者に対し、是正を要請することができるものとし、利用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。

## 第21条 登録情報の変更

1. 利用者は、本アプリに登録している電話番号、その他の登録情報に変更があった場合には、直ちにごうぎん所定の方法により変更手続を行うものとします。
2. 前項の登録情報に変更があったにもかかわらず、利用者がごうぎんに対して変更手続を行っていない場合、松江市およびごうぎんは、登録情報に変更がないものとして取り扱うことができます。
3. 利用者が第1項の変更手続を行わなかったことにより生じた損害について、松江市およびごうぎんに故意または重過失がない限り、松江市およびごうぎんは責任を負わないものとします。

## 第22条 通知等

1. 松江市から利用者への通知、連絡等（以下「通知等」といいます。）は、松江市のホームページへの掲示、本アプリ内での掲示、登録された電話番号またはメールアドレスへの送信、その他松江市が適当と判断する方法により行います。
2. 松江市は、通知等が松江市のホームページへの掲示、本アプリ内での掲示による方法で行われた場合、当該通知等を掲示した時点で、松江市から利用者へ提供したものとみなします。
3. 松江市は、届出のあった電話番号へのSMS送信またはメールアドレスへの電子メール送信により通知等を行った場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第23条 本規約の変更

1. 松江市は、法令の変更、社会情勢、経済情勢、本事業の運営上の必要性その他相当の事由がある場合には、本規約を変更することができるものとします。
2. 松江市は、本規約を変更する場合、変更後の内容および適用開始日を、本アプリまたはホームページへの掲載その他松江市が適当と認める方法により周知するものとし、当該周知から適用開始日まで相当の期間を置くものとします。  
ただし、法令上必要な場合、または変更の内容その他の事情に照らして合理的と認められる場合は、この限りではありません。
3. 変更後の本規約は、前項の適用開始日から効力を生じるものとします。
4. 本規約に定めのない事項については、法令その他松江市が別途定める方法によるものとします。

## 第24条 個人情報の取扱い

松江市およびごうぎんは、本事業および本システムの提供・運営に関連して取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に従い、適切に取り扱うものとします。

## 第 2 5 条 問合せ窓口

本お買物券に関するご質問またはご相談は以下の窓口までご連絡ください。

(1) お買物券事業の趣旨、アプリ操作、システム利用方法、利用停止、交換等に関するお問い合わせ先

さんいんウォレット運営事務局（株式会社山陰合同銀行内）

電話番号：0120-551-045

受付時間：平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

（銀行休業日を除く）

(2) 制度設計、住民票の異動などに関するお問い合わせ先

松江市産業経済部 商工企画課 企画振興係

電話番号：0852-55-5208

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

閉庁日：土曜日・日曜日・祝日

## 第 2 6 条 協議

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、利用者と松江市との間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

## 第 2 7 条 準拠法

本規約に係る準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

## 第 2 8 条 合意管轄裁判所

利用者と松江市との間で、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、松江市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2026 年 6 月 12 日現在